

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月十九日

徳島県知事  
飯泉嘉門

#### 徳島県条例第五号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和六十年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第二号中「十歳」を「七歳」に改める。

#### 附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。